

2025年度
農林水産省 選考採用試験（総合職課長補佐級（獣医系））
農林水産省 選考採用試験（総合職係長級（獣医系））
受 験 案 内

1. 職務内容

農林水産省所管行政に関する政策の企画及び立案に関する業務に、主として獣医学の知識を活用して担当していただきます。

※ 採用後は、国家公務員採用総合職試験合格者相当として任用されます。

（採用後の主な業務）

【総合職課長補佐級】

採用後は、以下の業務の中核を担っていただきます。

- ・ 本省：家畜衛生（国内の防疫、動物及び畜産物の輸出入に係る国際協議）、動物用医薬品や飼料の安全性確保、薬剤耐性対策、獣医師及び獣医療、畜産振興等に関する政策の企画・立案に関する業務
- ・ 動物医薬品検査所：動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の承認審査、検査・検定等に関する業務

【総合職係長級】

採用後は、以下の業務を担っていただきます。

- ・ 本省：家畜衛生（国内の防疫、動物及び畜産物の輸出入に係る国際協議）、動物用医薬品や飼料の安全性確保、薬剤耐性対策、獣医師及び獣医療、畜産振興等に関する政策の企画・立案に関する業務
- ・ 動物検疫所：輸出入される動物及び畜産物の検疫に関する業務

2. 求める人材

【総合職課長補佐級】

- （１）獣医学的な専門領域に関する知識及び経験を有する者
- （２）広い視野と問題意識、そしてチャレンジ精神を持つ者
- （３）幹部候補生として、我が国の将来の在り方をデザインし、政策の企画立案を行うことができる者
- （４）公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- （５）困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- （６）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- （７）組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる者
- （８）自ら処理すべき事案について適切な判断を行うことができる者
- （９）部下の指導、育成及び活用を行うことができる者

【総合職係長級】

- （１）獣医学的な専門領域に関する知識及び経験を有する者
- （２）広い視野と問題意識、そしてチャレンジ精神を持つ者

- (3) 幹部候補生として、我が国の将来の在り方をデザインし、政策の企画立案を行うことができる者
- (4) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (5) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (6) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者

3. 応募資格

【総合職課長補佐級】

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

- (1) 日本国の獣医師免許を取得している者
- (2) 大学卒業後、民間企業、官公庁、診療施設、農業共済組合、国際機関、研究機関等で業務に従事した経験が応募時において通算8年以上となる者。

【総合職係長級】

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

- (1) 日本国の獣医師免許を取得している者
- (2) 大学卒業後、民間企業、官公庁、診療施設、農業共済組合、国際機関、研究機関等で業務に従事した経験が応募時において通算2年以上となる者。

※当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には獣医師免許証の写し、勤務証明書等を御提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので御注意ください。また、獣医師免許証の写し、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定を取り消します。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他の執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

4. 配属先と勤務地

農林水産省本省、農林水産省動物検疫所又は農林水産省動物医薬品検査所のいずれかとなります。

- ・本省：東京都千代田区霞が関 1－2－1
- ・動物検疫所：勤務地は全国の動物検疫所です。勤務地の詳細は、動物検疫所のホームページからご確認ください。採用後は全国転勤になります。
(動物検疫所所在地一覧) <https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>
- ・動物医薬品検査所：茨城県つくば市観音台 2－1－2 2

採用後、人事異動により、本省、動物検疫所、動物医薬品検査所以外の勤務地（地方農政局等の地方機関など）となる場合があります。

5. 給与・手当等

◇給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

- ・本省又は動物医薬品検査所勤務：行政職俸給表（一）に基づき支給されます。
- ・動物検疫所勤務：動物検疫所の家畜防疫官は専門行政職俸給表に基づき支給されます。
(獣医師免許を有する方は、動物検疫所に採用後、6か月以上（※）動物検疫に関する実務に従事した後に家畜防疫官に任命されます。それまでの間は、行政職俸給表（一）に基づき支給されます)。
(※) 家畜の防疫に関する業務に携わっていた方、以前に動物検疫所の家畜防疫官の経験を有する方は、期間が異なる場合があります。

◇手当として、

- ・本府省業務調整手当（本府省の業務に従事する者に対し、行政職俸給表（一）に基づいた額を支給）
- ・扶養手当（子（22歳以下）一人につき月額13,000円（15歳から22歳の間は一人につき月額5,000円加算））
- ・住居手当（家賃月額に応じて最大月額28,000円）
- ・通勤手当（原則、通勤定期券の価額で決定）
- ・超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）
- ・期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）年間4.6月分）
- ・単身赴任手当（採用や人事異動に伴い配偶者と別居し単身で生活する場合。100km以上300km未満 38,000円、300km以上500km未満46,000円など距離に応じた額）
- ・地域手当（勤務地に応じ、俸給及び扶養手当に次の割合を乗じた額を支給）
例（令和7年度）：札幌市3%、千歳市0%、仙台市7%、つくば市16%、さいたま市14%、成田国際空港16%、東京都特別区20%、横浜市16%、金沢市3%、名古屋市14%、中部国際空港12%、京都市9%、関西国際空港12%、神戸市11%、岡山市3%、北九州市3%、熊本市0%
等があります。

その他、国家公務員共済組合制度、国家公務員宿舎制度等があります。

- ※ 上記手当額は代表的なものであり、実際の手当の支給に当たっては、個人の状況を踏まえて支給することとなります。
- ※ 各手当額は給与法改正等により変動する場合があります。

◇モデル給与例（令和 8 年 4 月 1 日採用の場合）

【総合職課長補佐級】

- ・ 24歳の時に大学（6 年制獣医学部）を卒業し、民間企業歴が 8 年（獣医職・正社員・8 年勤務）で総合職課長補佐級として採用され、本省に勤務する場合
…基本給（月額）約39万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
年収約590万円（期末・勤勉手当含む）
- ・ 24歳の時に大学（6 年制獣医学部）を卒業し、民間企業歴が16年（獣医職・正社員・16年勤務）で総合職課長補佐級として採用され、本省に勤務する場合
…基本給（月額）約45万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
年収約690万円（期末・勤勉手当含む）

【総合職係長級】

- ・ 24歳の時に大学（6 年制獣医学部）を卒業し、民間企業歴が 2 年（獣医職・正社員・2 年勤務）で総合職係長級として採用され、本省に勤務する場合
…基本給（月額）約34万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
年収約500万円（期末・勤勉手当含む）
- ・ 24歳の時に大学（6 年制獣医学部）を卒業し、民間企業歴が 6 年（獣医職・正社員・6 年勤務）で総合職係長級として採用され、本省に勤務する場合
…基本給（月額）約36万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
年収約530万円（期末・勤勉手当含む）

※ 上記モデル例は、参考であり、実際の算定に当たっては、個人の経歴等や業務内容を踏まえて算定することとなります。

※ 上記モデル例には、超過勤務手当、通勤手当等は含まれておりません。

6. 赴任旅費

採用に伴い、住所又は居所を移転（引越）した場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第114号）に基づき、赴任旅費が支給されます。

なお、個人の事情による引越の場合は支給されません。

7. 勤務時間・休暇

◇勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。動物検疫所は配属部署により、夜間土日祝勤務を含む交代制勤務の場合があります。

（週38時間45分勤務、休日は 4 週 8 休（実際の休日は交代制勤務の状況により設定））

◇休暇は、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

◇また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

8. 選考方法と日程

(1) 選考日程

受付期間	10月20日（月）～ 12月5日（金）
第1次選考合格発表	12月19日（金）まで ※合格者にのみメールで通知します。 その際、第2次選考の日程をお知らせいたします。
第2次選考	1月16日（金）～ 1月23日（金）で指定する日
最終合格発表	1月23日（金）

(2) 選考方法

選考	内容
第1次	書類選考 ・ 身上書及び職務経歴書（経歴評定） ・ 論文試験（職務経歴等に関する論文により、政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次	【総合職課長補佐級】 面接試験（人柄、課題に対するプレゼンテーション及びディスカッション能力等についての試験） 【総合職係長級】 面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

(3) 試験地

第2次選考は農林水産省本省（東京都千代田区霞が関1-2-1）で実施します。

9. 採用予定数

【総合職課長補佐級】

若干名

【総合職係長級】

若干名

10. 採用予定時期

原則、2026年4月以降

（採用予定日は採用者の事情もふまえて御相談させていただきます。）

11. 応募について

以下2つの書類を添付のうえ、受付期間内にメールでお申込みください。

【応募書類】

- ① 身上書（別紙様式1）：Word形式、PDF形式の2種類のファイル
- ② 職務経歴書及び小論文（別紙様式2）：Word形式、PDF形式の2種類のファイル
※職務経歴書については、これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください。
※ファイル名：シメイ氏名_様式1又は様式2（獣医系）
例）氏名が「農林太郎」、様式1の場合は「ノウリントロウ農林太郎_様式1（獣医系）」

【宛先（メールアドレス）】

獣医系技術職採用担当 saiyou_chikushin@maff.go.jp

【受付期間】

2025年10月20日（月）～12月5日（金）

12. 問い合わせ先

大臣官房秘書課

担当者：相田、鈴木

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話番号：03-3502-5568

メールアドレス：saiyou_chikushin@maff.go.jp